

(案)

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成30年 月 日

(名称) 松戸地区ノンステップバス導入協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称

平成29年度松戸地区ノンステップバス導入事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

平成28年度末におけるノンステップバス導入率は、松戸新京成バスが52.1%（94台中49台）、京成バス（松戸営業所）が91.7%（60台中55台）であるが、超高齢社会に対応するため、さらなるノンステップバスの増車を図り、地域の高齢者及び車椅子利用者等がバスを利用しやすい環境を整備することを目的とする。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

平成23年3月、バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、ノンステップバスにおける新しい導入率目標が示された。今後、ノンステップバス導入事業を効率的に推進するため、当地区においても、平成32年度までにノンステップバス導入率70%以上という目標の実現を目指す。

(2) 事業の効果

乗降口に段差のないノンステップバスの運行比率をさらに増加させることにより、地域の高齢者や車椅子利用者、ベビーカー利用者等の移動円滑化が図られるとともに、バス利用者の増加に寄与する。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容)

ノンステップバスの導入

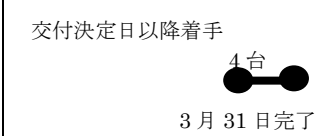
大型（車長約10.5m）4台 : 松戸新京成バス(株)（新京成電鉄(株)）

(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

| | | | |
|------------|-----------|-----------|------|
| 松戸新京成バス(株) | 身体：普通旅客運賃 | 5割、定期旅客運賃 | 3割 |
| | 知的：普通旅客運賃 | 5割、定期旅客運賃 | 3割 |
| | 精神：普通旅客運賃 | 5割、定期旅客運賃 | 設定なし |

| |
|--|
| (2) 関連事項 (以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載) |
| 〈バス車両の導入に係る事業〉 事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両 (ノンステップバス、ワンステップバス等) の導入台数。 【千葉県】 (H28. 3. 31 現在) ・ノンステップバスの導入率 54.7% (2,179 台中 1,192 台) |

| 5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 | | | | | |
|--|-------------------|----------------|--------------|--------------|------------------|
| 29 年度 (当該年度) | | | | | |
| 事業の名称 | 総事業費 割合 | 国費 割合 | 都道府県負担 割合 | 市区町村負担 割合 | 事業者負担 割合 |
| ノンステップ バス導入事業 (松戸新京成 バス) | 93,640 千円 100% | 5,600 千円 6% | 0 千円 0% | 0 千円 0% | 88,040 千円 94% |
| ノンステップ バス導入事業 (京成バス) | 千円 % | 千円 % | 千円 % | 千円 % | 千円 % |
| 合 計 | 93,640 千円 100% | 5,600 千円 6% | 千円 % | 千円 % | 88,040 千円 94% |
| 30 年度 (翌年度) 未 定 | | | | | |
| ※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。 | | | | | |

| 6. 計画期間 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|------|-----|----------|-----|------|-----|----------|-----|------|-----|
| 以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載 | | | | | | | | | | | | |
| 事業の名称 | 平成 29 年度 | | | | 平成 30 年度 | | | | 平成 31 年度 | | | |
| | 4 月 | 9 月 | 12 月 | 3 月 | 4 月 | 9 月 | 12 月 | 3 月 | 4 月 | 9 月 | 12 月 | 3 月 |
| ノンステップバス 導入事業 | 交付決定日以降着手  | | | | | | | | | | | |

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成30年2月1日（第1回） 事業内容について協議
 - ・平成30年2月9日（第2回）費用負担について合意、計画全体について合意
- （上記の期間、持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた。）

8. 利用者等の意見の反映

ホームページにて本計画に関する意見を募集。

松戸新京成バス（新京成電鉄）・・・平成30年2月27日～同年3月5日

【寄せられた意見】

9. 協議会メンバーの構成員

| | |
|----------------|--------------------------------|
| 関係市町村 | 松戸市 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 新京成電鉄株式会社/松戸新京成バス株式会社/京成バス株式会社 |
| 地方運輸局 | 関東運輸局千葉運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 一般社団法人千葉県バス協会/松戸市バス交通連絡会 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県松戸市根本 387-5 松戸市役所交通政策課内

（所 属）松戸市バス交通連絡会事務局

（電 話） 047-704-3996

（e-mail）mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp